2026年11月13日

各　　位

会 社 名　株式会社パピレス
代表者名　代表取締役社長　　松井　康子
（コード番号　3641　スタンダード）
問合せ先　取締役総務・経理部長　須永　喜和
（TEL. 03-6272-9533）

役員向け株式報酬制度及び従業員向け株式インセンティブ・プランにおける株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

当社は、2026年５月15日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象とする株式報酬制度（以下「役員向け株式報酬制度」といい、役員向け株式報酬制度導入のために設定済みである信託を「役員向け株式交付信託」といいます。）について、継続を決議しており、また、2026年６月25日開催の第32期定時株主総会において、役員向け株式報酬制度の継続について承認決議されております。

また、当社は、取締役会において、当社の一定の従業員に対してもインセンティブの付与及び福利厚生制度の拡充として、同様の株式インセンティブ・プラン（以下「従業員向け株式インセンティブ・プラン」といい、従業員向け株式インセンティブ・プラン導入のために設定する信託を「従業員向け株式交付信託」といいます。）を導入することを決議しました。

加えて、当社は、本日開催の取締役会において、役員向け株式交付信託及び従業員向け株式交付信託の受託者が当社株式を取得するための金銭を当社が信託（役員向け株式交付信託については追加信託）することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、役員向け株式報酬制度の概要につきましては、2026年５月15日付「株式報酬制度の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

記

１．役員向け株式交付信託及び従業員向け株式交付信託の概要

（１）名称	役員向け株式交付信託	従業員向け株式交付信託
（２）委託者	当社	
（３）受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）	
（４）受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者	従業員のうち受益者要件を満たす者
（５）信託管理人	当社および当社役員から独立した第三者	当社および当社役員から独立した第三者を選定する予定
（６）議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
（７）信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
（８）信託契約日	2016年９月１日	2026年12月１日
（９）金銭を信託する日	追加信託日：2026年12月１日	当初信託日：2026年12月１日
（10）信託終了日	2029年９月末日（予定）	

２．役員向け株式交付信託及び従業員向け株式交付信託の受託者による当社株式の取得に関する事項

	役員向け株式交付信託	従業員向け株式交付信託
（１）取得する株式の種類	普通株式	
（２）株式の取得価額の総額	171,900,000 円	191,000,000 円
（３）取得する株式の総数	180,000 株	200,000 株
（４）株式の取得方法	自己株式の処分による取得	
（５）株式の取得時期	2026 年 12 月 1 日	

以　上